

大阪府の「事業活動のエネルギー対策制度」

大阪府温暖化の防止等に関する条例を改正しました。

この制度は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出や排熱の抑制を促進し、地球温暖化やヒートアイランド現象の防止・緩和を図るものです。具体的には、エネルギーの多量消費事業者(＝温室効果ガスの排出量が多い事業者(特定事業者))を対象に、温暖化の対策計画書や実績報告書の届出や、府によるその内容の概要の公表を行います。

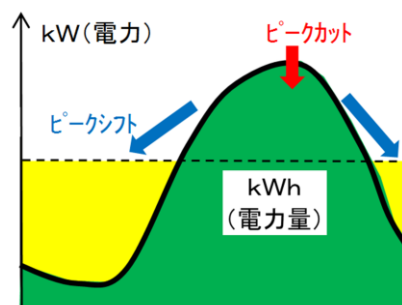
電気の需要の平準化に関する取組を推進するため、条例を一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日より施行しました。

改正のポイント

これまでの温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に加えて、新たに電気の需要の平準化に関する取組にも努めることを決めました。

電気の需要の平準化とは…

- ・電気の需要の平準化とは、ピークとなる季節や時間帯の電力使用を抑制することにより、その変動を縮小させることを言います。
- ・必要な電力需要(kWh)を維持しつつ、電力需要曲線(kW)を平坦に近づけることが出来れば、必要なエネルギー需要(kWh)を満たしつつ、瞬間電力量(kW)の最大値(ピーク値)を減らすことができます。



特定事業者

平成 24 年 4 月 1 日改正施行 (新規対象事業者は平成 25 年度 4 月 1 日施行)

府内に設置している全ての事業所のエネルギー使用量(原油換算値)が、合計 1,500kl/年以上である事業者



連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量(原油換算値)が、合計して 1,500kl/年以上である事業者



府内で一定規模以上の自動車(トラック 100 台以上等)を使用する事業者



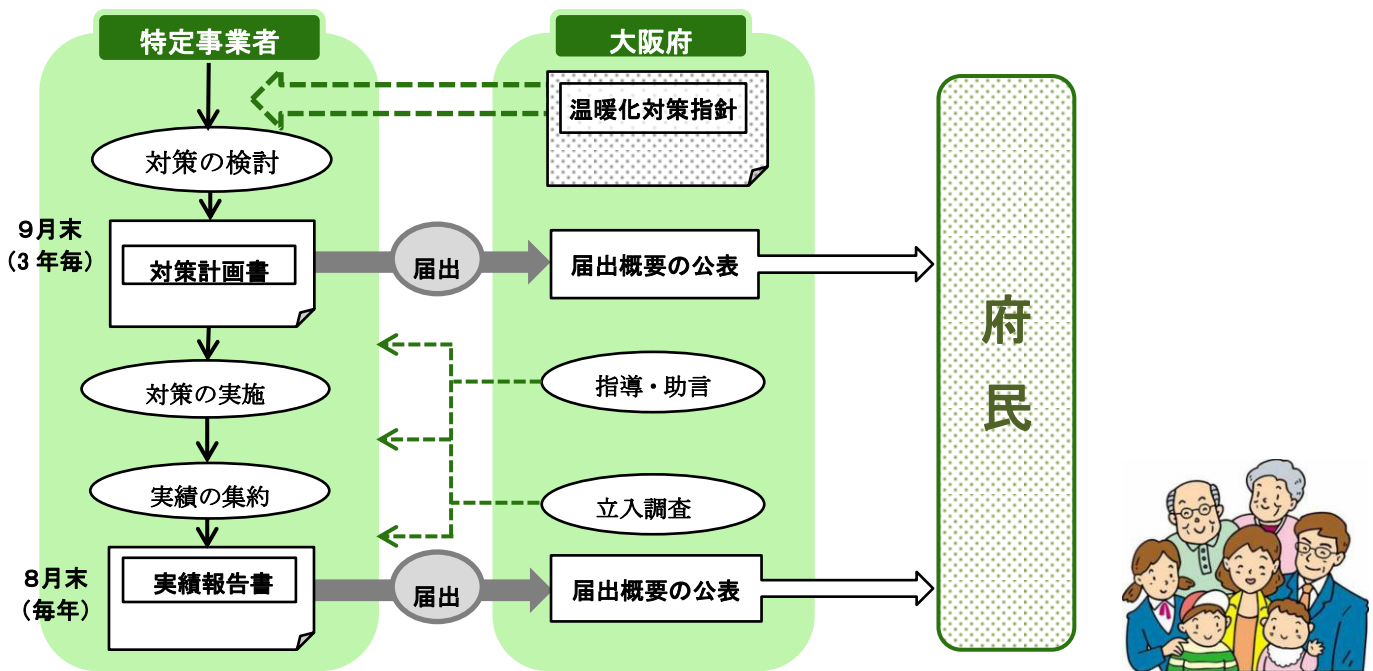
平成 24 年 4 月改正施行以前の条例の特定事業者

府内に、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kl/年以上である事業所を持つ事業者

府内に、24 時間営業を常態とし、府内の総エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kl/年以上の事業者

府内で一定規模以上の自動車(トラック 100 台以上等)を使用する事業者

手続きの流れ



制度のポイント

○事業活動全てが計画の対象

特定事業者は、府内の全ての事業所(事務所、店舗など)や自動車の使用に関する現状や対策について、計画に盛り込むこととなります。

○削減目標等を盛り込んだ計画の策定

特定事業者は、温室効果ガスの排出削減目標と、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制、電気の需要の平準化のための対策を盛り込んだ3年間の計画(対策計画書)を作成し、9月末までに府に届出させていただきます。

○実績は毎年報告

・特定事業者は、対策の実施状況や温室効果ガス排出量等の削減実績を集約した実績報告書を作成し、毎年8月末までに府に届出させていただきます。

〔ただし、平成22～24年度の各年度を初年度とする対策計画書を提出した事業者については、その計画期間に係る実績報告書等は、改正前の様式により届出を行うものとします。〕

・必要に応じて、特定事業者への技術的な助言や立入調査を行います。

○届出概要の公表

府に届出された対策計画書や実績報告書は、その概要を府のホームページで公表します。

○取組みの優れた事業者に対する顕彰

電気の需要の平準化も含めて他の模範になる特に優れた取組みを行った特定事業者に対し、府が顕彰を行い、広く周知します。

○届出しない事業者の公表

特定事業者が、対策計画書や実績報告書を届出しない場合、府は、事業者に対して届出することを勧告し、それでも従わない場合は、その旨を公表します。